

初期明王朝の通貨政策

檀 上 寛

はじめに

一 元末・明初の通貨状況

1 元朝の通貨制度概略

2 明初の通貨状況

二 明王朝の性格と通貨問題

1 不換紙幣としての大明寶鈔

2 鈔と銀との関係

3 明朝の通貨政策

三 鈔流通政策の破綻と銀
おわりに

はじめに

明王朝の法定貨幣が、銅錢を除いては大明寶鈔という紙幣であったことはよく知られている。特に明初には、低額の銅錢は別として、鈔の積極的な流通が圖られた。當時盛んになりつつあった銀の使用を禁止し、一方的に強權を發動して鈔の流通を促したのである。

しかしながら、そうした國家の意志に反して民間では銀使用がやまず、十五世紀も初頭を過ぎると、中國は急激な勢い

で銀經濟の中にまぎ込まれていく。當然のように鈔の價值は下落し、流通界から姿を消して行った。鈔の實質的に流通した時期が餘りにも短期間であつたため、ともすればその重要性が見落とされがちである。だが明朝の性格と明初の社會を知る上で、鈔を無視することはできない。

本稿で扱う明初の通貨問題については、すでにかんがりの研究がなされている⁽¹⁾。ただ、史料的に乏しい時期でもあるため、その研究は靜態的な憾を否めず、また多くは制度的側面に敘述が費されているようである。本稿では制度面の説明は努めて避け、主に明王朝の政策的な立場から、この時期の通貨政策＝鈔流通政策がどのような意味を持っていたのか、明らかにしたい。

一 元末・明初の通貨狀況

1 元朝の通貨制度概略⁽²⁾

元朝最後の皇帝順帝妥懽帖木兒^{トゴクテムル}の時代は、元朝の崩壊が加速度的に進行した時代であつた。特に彼の治世の後半である至正年間（一三四一—一六七）には、連年の饑饉と相俟って、國家財政の膨張、それに伴う紙幣の濫發、行きつくところはインフレーションの擴大で、民衆生活に多大の壓迫が加えられていた。

苦しみにあえぐ民衆は、至正十一年（一三五）、河南省潁州で勃發した劉福通らの反亂を契機に數多の反亂を起こし、いわゆる元末の反亂と呼ばれる大動亂期に突入する。これら反亂軍の一武將にすぎなかつた朱元璋がやがて擡頭し、明王朝を創設するわけだが、彼が動亂期を鎮定して國內統一に成功し得た理由として、自身の能力とともに、民衆の心がすでに元朝から大きく乖離していた事實も見逃せない。民衆をそこまで奔らせたのは、明らかに元朝の統治能力の失墜であつた。中でも民衆生活に惡影響を及ぼしたのは、年とともに下落していく貨幣價值、つまりインフレーションであつた。紙

幣濫發という王朝エゴのあおりを食った民衆が、反亂に立ち上がったのも當然だったろう。

史上名高い元末のインフレーションは、交鈔（紙幣）専用制度という元朝獨特の通貨制度に起因するところが大きい。

周知のように、中國の紙幣は宋代の交子に始まり、その後南宋代の會子、金の交鈔と續いて元に至って、初めて紙幣一本立ての幣制が採用された。と同時に銅錢の使用は禁止され、その後一時期の解禁はあったものの、元朝を通じて概ね禁令が繼續された。紙幣の流通を促進するためである。

すでに太宗の頃から紙幣は使用されていたようだが、詳細はわからない。制度的に明らかになるのは、世祖忽必烈の代になってからである。元朝成立の年つまり世祖の中統元年（一二六〇）、七月の通行交鈔の製造に續いて、十月に新たに發行されたのが有名な中統元寶交鈔である。中統鈔と略稱されるこの紙幣の發行によって通行交鈔は姿を消し、以後元一代を通じて中統鈔が主要通貨となる。

通行交鈔が絲を鈔本（兌換準備金）としたのに對し、中統鈔は銀を鈔本として發行された。當時、相當量の銀が民間で流通していたことはすでに指摘されているが、⁽³⁾こうした銀を國庫に貯藏した上で、準備銀に見合うだけの額が發行されたのである。またその流通をスムーズにするために、絶えず回收が圖られた。回收に利用されたのは、元朝の稅收の中でも大きな比重を占める課利（商稅、鹽課、茶課等）で、それらを紙幣で徵收することによって民間での流通量を調節したのである。元朝の初年には、鈔法の運営面で、紙幣發行額に見合う銀の準備、發行額の制限、徵稅による流通紙幣の回收といった措置がとられたため、十數年間は健全な状態であつたらしい。⁽⁴⁾

やがて、元朝特有のモンゴル諸王に對する賜與、ラマ教の佛事供養といった出費が増大し、國家財政自體が年々膨張したため、從來の發行制限額を守れなくなってきた。いきおい貨幣價值は下落し、民衆生活に多大の影響を及ぼすようになる。そこで元朝は至元二十四年（一二八七）、中統鈔の他に新たに至元通行寶鈔を發行し、中統鈔五貫Ⅱ至元鈔一貫と規定し、中統鈔の平價切り下げによって局面を打開しようと圖つたのである。すでにこの時には、當初の兌換制は停止し、不

換紙幣化していたものの、両者はその後並用され、しばらくは小康状態を保つことになる。しかし大徳年間（一二九七—一三〇七）から下落し始めた至元鈔は、やがて至大二年（一三〇九）に再度の平價切り下げを將來した。この時發行されたのは至大銀鈔と呼ばれるもので、至大鈔一に對して至元鈔五、中統鈔二十五というふうに、至元鈔の五分の一の切り下げが實施された。ただこの至大鈔は、わずか一年ほどで發行が停止され、その後は再び中統鈔と至元鈔との二本立てに戻る。ところが鈔法の建て直しがなされたわけではなく、むしろ急速なインフレーションを瀾漫させて元末に至るのである。

元も終わりの至正年間に、再々度鈔法の改革が圖られたが、すでに燒石に水で、却つて民間に混亂を招いただけであった。元朝の屋臺骨自體が傾きつつある時期に、正常な通貨制度など望むべくもなかった。加えて、至正十一年以來の反亂による國內の混亂、それに伴う財政の膨張、濫發につぐ濫發で一時的な糊塗策しか念頭がない元朝は、紙幣を完全に無價値なものにしてしまった。當時の民衆は、紙幣を紙屑同様にみなして使用しなかったという。⁽⁵⁾

これに代わつて、専ら利用されたのが銅錢であった。だが、至正十年に銅錢使用の解禁がなされ、新たに鑄造が開始されたものの、それ以前の使用禁止策のために數量は減少していた。前代の銅錢は銷鎔して銅器とされたり、民間に退藏されたり、あるいは大量に海外に流出したため、元末にはむしろ缺乏を告げていた。⁽⁶⁾ 利用されたとしても絶對量が決定的に不足していたため、從來の紙幣の完全な代用物とはなることができなかった。従つて、商業などの大手の取り引きには銀が利用されたと思われるが（後述）、その一方で一般の民衆の間では物々交換が普通になっていたらしい。⁽⁷⁾ 紙幣の價値暴落と元末の反亂による國內の混亂は、民衆生活を貨幣經濟から自然經濟へと一時的に後退させていたのである。

2 明初の通貨狀況

至正十六年（一三五〇）、應天府（後の南京）に根據地を定めた朱元璋は、以後着々と勢力を擴大していくが、五年後の至

正二十一年に、通貨面での最初の政策を打ち出した。この年、南京に寶源局という役所を置くと、新たに「大中通寶」という銅錢を發行する。それまで朱元璋の領域内では、歷代王朝の舊錢が使用されていたが、絶對量の不足とそれに基づく物價の不安定性のために、早急に銅錢の鑄造を必要としたのである。⁽⁸⁾ 至正二十四年には新たに領域に入った江西行省にも、貨泉局（後に寶泉局と改稱）という機關を設け、⁽⁹⁾ その地でも大中通寶を鑄造して歷代の舊錢とともに併用させている。

當時の鑄錢總額がどれくらいあったかは、ほとんどわかっていない。わずかな史料から類推して、それがさほど多くない量であることだけは間違いないだろう。⁽¹⁰⁾ 王朝成立以前の戦亂期に正常な鑄錢がなされるわけもない。南京での鑄造開始も、一つには他の群雄に倣い、銅錢鑄造で王朝樹立の意志表明をしたものとも解される。⁽¹¹⁾ もちろん、基本的には民衆生活における銅錢不足の解消を目的としていたであろうが、前者の意圖も見逃すことはできない。まずは政權の體裁を繕い、民間の需要にも應えるために發行されたのが、大中通寶錢であった。

洪武元年（一三六八）正月、正式に明王朝が成立すると、同三月に改めて錢法が制定され、「洪武通寶」の鑄造が開始された。⁽¹²⁾ これは小錢（一文錢）から當十錢（十文錢）までの大小五等の錢式があり（當一以上の大錢は洪武四年に廢止）、⁽¹³⁾ 従来の銅錢とともに併用されることになった。洪武元年には約八千九百萬文が鑄造され、その後八年までは毎年大體二億文前後が鑄造されたようである。⁽¹⁴⁾ 王朝成立以前の鑄造額に比べると格段の差があったが、北宋時代には年額がほぼ百萬緡前後（一緡＝一〇〇〇文）であったというから、⁽¹⁵⁾ 到底それには及ぶべくもなく、需要を満たす量ではなかった。事實、洪武通寶は民間の需要に追いつかなかったよう⁽¹⁶⁾ で、却下されはしたものの、純度を落として發行額の増加を圖ろうという意見すら官僚の中から出されている。

このように、明初では元末以來の銅錢不足を引き繼いでいたわけだが、その原因として、何よりも銅錢の材料である銅の不足を挙げねばならない。もともと銅の產出の少ない中國ではあったが、宋代の盛んな鑄造によってさらに絶對量が減少した。加えて鑄造された銅錢も多量に海外に流出したので、それを補うために鑄造が繰り返され、北宋の盛時も過ぎ南

宋の頃には產出額も激減していた。⁽¹⁷⁾ 従つて、宋から元を経て明初の頃にもなると、銅不足はかなり深刻だったに違いない。新王朝の誕生とともに銅錢の需要は年々増加していたが、間に合うだけの產出がなかったのである。いきおい民間に銅の據出を求め、銅器を毀して官に納めさせたりしたが、これは民間に多大の負擔をかけることになる。また、銅錢の不足から民間では、純度の悪い私鑄銅錢さえ出回ったりした。⁽¹⁸⁾

さらに重要なことは、激動期を過ぎ國內の秩序が回復されてくると、商工業が以前の活況を呈してきたことである。元末の混亂による阻害要因もなくなり、商人の自由な活動が復活するに従い、當然のことながら取り引き額も高まる。ところが、銅錢は運搬に極めて不便である。輕量で價值の高い通貨にこしたことはない。⁽¹⁹⁾ つまり、銅錢を使用することのマイナス面が顯著になると同時に、これに代わる新たな通貨の必要性が痛感されたのである。

ここに明王朝は、洪武七年（一三七四）に寶鈔提舉司という機關を設置し、翌八年から大明寶鈔という紙幣を發行することになる。⁽²⁰⁾ 同時に南京の寶源局での銅錢鑄造をやめ、翌九年には各行省の寶泉局での鑄造も停止された。⁽²¹⁾ ただしこの措置は、銅錢使用を禁止するものではなく、いわば銅錢鑄造の負擔輕減を意圖したものであろう。

大明寶鈔の製造が開始されると、翌九年には「倒鈔法」が制定された。⁽²²⁾ 倒鈔というのは、古くなった鈔（昏鈔）と新鈔とを交換するという當時の用語で、各地に行用庫が建てられ、そこで昏鈔と新鈔の倒換（交換）が行われた。また昏鈔一貫（一〇〇〇文）を倒換するごとに、工墨費（手数料）として三十文徴收するとも決められた。倒鈔法の制定によって、鈔法の運營面での充實が圖られたといえる。

話は前後するが、この大明寶鈔は一百文から五百文までの五等と一貫（一〇〇〇文）の計六等の種類があつた。最低額が一〇〇文であるから、それ以下は銅錢を使用せよということである。因みに當時の鈔・錢・銀・米の比價は、鈔一貫＝銅錢一〇〇〇文＝銀一兩＝米一石であり、⁽²⁴⁾ ここの銀價格の明示が注目される。というのは、このとき同時に金銀による交易が禁止され、民間に對して金銀を鈔に交換させ、金銀の國庫回收を圖るような措置がとられているからである。こうし

た施策は、當然のことながら鈔の流通を促すためのものであるが、裏返せば金銀（特に銀⁽²⁾）が民間で、通貨として使用されていたことを示すものに他ならない。だからこそ、鈔發行の時點で金銀の使用がまず嚴禁されたのである。

しかしながら、銅不足による銅錢の鑄造停止、それに代わる大明寶鈔の發行は、すでに銀という實效通貨の存在していたことを考えると、鈔を流通させるための銀使用禁止か、あるいは銀使用を禁止するために、それに代わる鈔を新たに發行したのか、視點をどちらに置くかによって解釋は違ってくる。恐らく兩方の意圖があつたであらう。その問題のちに考察するとして、ともかく明朝は鈔を本位貨幣、銅錢を補助貨幣とする方針を打ち出したといえる。しかも、鈔の回收をスムーズに行うために商税を利用し、鈔七・錢三の割合で徵收するよう決定した⁽²⁾。

このうち、小額の取り引きの不便さなどから百文以下の低額の鈔が發行されたり、再び銅錢の鑄造が開始されたり、あるいは銅錢や鈔の流通量に應じて、それらの製造が停止されたり再開されたり變轉している⁽²⁾。しかし鈔・錢兼用の方針は、洪武末まで概ね守られていたと思われる。

ところが、このような國家方針にもかかわらず、民間では鈔と錢との比價に大きな差が生じてきた。根本的な原因は、大明寶鈔が最初から不換紙幣として發行されたこと、つまり國家の保證だけで流通させようとした點にあった。いわば管理通貨制度によって鈔法を運営しようとしたわけだが、これが必ずしも成功しなかったわけである。鈔の價値は、發行後まもない頃から下落の傾向を見せ始める。例えば洪武二十三年（一三九〇）段階では、民間の相場は鈔一貫が銅錢二五〇文であり、これは鈔法定當時の鈔一貫＝銅錢一〇〇〇文に比べて、鈔の價値は四分の一に下落したことを意味する。對する明朝はあくまでも最初の比價を堅持して、公定相場を鈔一貫＝錢一〇〇〇文に据え置こうとしている⁽²⁾。しかしその努力も效果なく、鈔の價値は下降する一方で、洪武二十七年にもなると、鈔一貫は錢一六〇文の價値しかもたなくなつたのである⁽²⁾。

明朝政權は打開策として洪武二十七年、今度は銅錢の使用を禁止して鈔の流通を促すことにした⁽²⁾。民間では鈔よりも錢

の方が重んじられていたので、一方の使用禁止で他方の流通を圖ったわけである。ところが、銅錢の使用禁止といった思い切った措置を施したものの、鈔の價值は一向に上昇せず、むしろ洪武を過ぎて永樂の頃にもなると、『實錄』の中には「鈔法不通」という語が目立って多くなってくる。しかもその價值は、永樂五年（一四〇七）の記録によると鈔と米との比價では國初の三〇分の一、銀との比價では八〇分の一にまで下落している。王朝の意圖に反して、鈔の價值は持ち直すことができなかったことになる。

ところで、「鈔法不通」の原因として、當時には次の二點が考えられていた。一つは、『太宗實錄』永樂二年三月庚戌の條に、

上曰く、朝廷始め鈔法通ぜざるは、皆民間銀鈔兼用し、率ね銀を重んじ鈔を輕んずるに緣るの故を以て、其の（銀の）交易を禁ず。とあるように、銅錢の使用禁止後は、民間では鈔よりも銀の方が重んじられたということ。

二つめは、同じく『太宗實錄』永樂二年八月庚寅の條に、

都察院左都御史陳瑛言わく、歲比鈔法通ぜざるは、皆朝廷鈔を出だすことはなはだ多く、收斂法無きに緣り、以て物重く鈔輕きを致す。

とあるように、鈔が無制限に發行され、しかも回収を行わないので民間にだぶつき、そのために價值の下落をもたらした、という二點である。

このうち（一）に對しては、民間での金銀による交易を禁止する法令が、たびたび發せられている。鈔を初めて發行した洪武八年以來、洪武三十年、永樂元年、二年、十七年、洪熙元年、宣德元年、三年の都合八回に及んでいる。民間ではそれだけ銀の使用が一般的であり、一片の法令でもってはそれを禁止することができなかったことを示していよう。

また（二）の解決については、流通界に出回っている鈔の國庫への回収が圖られることになった。具體策の一つが、永樂二年八月に實施された「戸口食鹽法」である。これは一般人民に強制的に食鹽を配給し、代價として鈔を納めさせるもので

あった。⁽³³⁾ただ、この戸口食鹽法は、開中法という明代の鹽專賣制度とのかねあいから、實際に給鹽されたのは產鹽地方と南北兩京の周邊だけで、他の地方では當初から、給鹽などとは無關係に納鈔あるいは納米の租稅的性格を以て實施されたといわれている。⁽³⁴⁾しかもこの威令が全國的に浸透したのは恐らく永樂より後のことで、少なくともこの法を布達した永樂朝では、積極的な對外政策や北京建都に莫大な費用を要するなど、回収額をはるかに超える鈔の發行額に上ったのではないかと推察される。

以上のような洪武・永樂朝の明王朝の成立期を経て、守成期とされる洪熙（一四二五）・宣德朝（一四二六―三五）に入つた段階で、鈔のより積極的な流通策が開始されることになる。その問題に入る前に、鈔の發行時の狀況を今一度見直してみたい。

二 明王朝の性格と通貨問題

1 不換紙幣としての大明寶鈔

大明寶鈔の價值が年とともに下落した原因として、(一)民間では鈔よりも銀が重んじられたこと、(二)發行額が多すぎたこと、の二點が考えられた。(三)については、紙幣が使用され出して以來、歷代の王朝でも絶えず問題となつたことで、その價值維持のためにしばしば紙幣の回收が行われている。明代に限つていえば、永樂朝の戸口食鹽法が一つの例に當たる。

ところで(一)については、從來明の鈔が不換紙幣であることが大きな原因だと言われ、事實その通りだと考えられる。^{補(1)}し

かし、なぜ大明寶鈔に限つて不換紙幣にしなければならなかつたのかといふことになると、明確な解答はなされてない。通説では、一地方政權から成り上がった明王朝の財政的基盤は弱く、それを補うために不換紙幣を發行したのでらうといわれている。⁽³⁵⁾だが後述するように、鈔發行時には財源不足もほぼ解消されていたし、また從來、紙幣と兌換制度との

關係は密接不可分であり、最初から不換紙幣にしたというのは、あまりにも不自然である。

この問題に關して、少數の先學の中には疑問を抱いた人もあり、管見のかぎりでは永江信枝氏と吳晗氏の兩氏が存在する。⁽⁶⁾ただし、永江氏は疑問を述べて問題提起をされているのだが、それに對する解答はなく、どのような考えを持っておられるのか具體的なことはわからない。

一方、吳晗氏の解釋によれば、大明寶鈔が初めて發行されたとき、當時の人々は元末の交鈔のことしか念頭になく、この交鈔がすでに不換紙幣化したものであったため、その制度をそのまま眞似たのだらうと述べている。つまり、元朝の交鈔が本來は兌換紙幣であつたということを知らなかったため、最初から不換紙幣の大明寶鈔を發行したというわけである。

だが、この吳晗氏の說に對しては反證を擧げることができる。例えば、元末・明初の人、葉子奇に『草木子』という著書があるが、その中に次のように書かれている。

鈔法を立てんと欲すれば、須らく錢貨をして之れが本となし、鹽の引（約束手形）あり、茶の引あるが如くせしむべし。引至れば則ち茶・鹽たちどころに得。鈔法をして此くの如くせしむれば、烏んぞ行われざるの患いあらんや。（卷三 雜制篇）

ここでは鈔を發行する際には、鈔本（兌換準備金）を備えねばならない旨がはっきりと主張されているのである。さらにもう一つ反證を擧げるとすれば、明朝建國もない洪武三年（一三七〇）に完成した『元史』の記載はどうなるのであるか。「食貨志」の鈔法の條には、元朝が最初は鈔本を準備した上で交鈔を發行したことが明確に述べられている。當時の人々が、元末の交鈔のことしか知らなかったとする吳晗氏の解釋は當たらないだらう。

とすれば、次に想像されるのは兌換準備金となるものが、當時不足していたのかどうかということになる。例えばこの場合、準備金として考えられるのは銅錢であり、銀であらう。先の『草木子』の著者の主張したのは、前者の銅錢であつた。しかしながら、この銅錢が元末には錢荒（錢不足）をきたしていたことはすでに述べた通りであり、大明寶鈔が發行さ

れるまでの経緯を考えても明らかである。鈔の發行自體が銅錢の不足に基づくもので、鈔は銅錢の代用物として利用されたからである。鈔の發行と同時に銅錢の鑄造が停止されたことが、何よりもそれを物語っている。その意味で、銅錢を鈔本とするにはもともと無理があつたと思われる。

では、銀はどうであつたか。果たして準備金にするだけの銀が、國庫に貯藏されていたのだろうか。この問題に入る前に、銀の歴史について觸れなくてはならない。

2 鈔と銀との關係

銀が貨幣として一般に使用されたのは、宋代以降の商工業の發展に伴う貨幣經濟の進展に基づくことはよく知られている。この時期、福建での銀坑の開發によつて、銀の產出額は激増し、當時の需要はそれによつてまかなわれたとい⁽⁸⁷⁾う。銀使用の風潮は、つづく金朝治下の華北にも引き繼がれ、特にその末期にもなると價值の暴落した紙幣や、缺乏を告げる銅錢に代わつて、民間では絲とともに銀が最も交易に利用されていたといわれる。また同じく當時の南宋治下の江南（以下、江南という場合には廣義の意味に解釋する）でも、北宋代以上の貨幣經濟の進展を見、銀の流通量は以前にもまして増加していたと考えられる。⁽⁸⁹⁾要するに、華北・江南の全中國を舉げて、銀經濟の波にまき込まれつつあつたのが當時の中國だつたわけである。

従つて、この兩朝を減ぼして中國を統一した元朝の初期には、銀による交易はかなり一般的なことで、官界・民間を問わず銀が使用されていたらしい。⁽⁴⁰⁾華北で實施された「包銀制」という銀納の差發（税目の一種）も、こうした銀流通の背景なくしては考えられない。また、中統鈔の鈔本に銀を準備して發行できたのも、當時の銀流通と無縁ではない。その後、不換紙幣化した交鈔を流通させるために、幾度か金銀による交易が禁止されたが、それでも太祖成吉思汗以來の全期間を通じて、ほぼ三分の二に當たる時期は使用が許されており、⁽⁴¹⁾この間飛躍的に銀經濟は進展したものと解される。

ところがその一方で、元代は中國内地から急速な勢いで銀が流出した時代でもあった。一つは、元朝特有の慣習でもあるモンゴル諸王や諸侯（投下領主）に對する賜與に、莫大な銀が使われたことである。元朝初年をみて、多い時には二十五萬二千六百餘兩（『元史』世宗紀 至元二十六年）の銀が定例の賜與として支給されており、元朝の毎年の歳入銀が大體六萬兩前後と考えられているから、その數倍もの膨大な額である。このほか臨時の賜與もなされたであらうから、その額はさらに膨張したに違いない。これらの賜與は、交鈔制度が軌道に乗り出すと、次第に交鈔に切り換えられる傾向にあったようだが、交鈔流通の少ない漠北のモンゴル本地には、相變わらず現銀の賜與が顯著だったといわれている。⁽⁴³⁾ その意味で莫大な量の銀が、元朝一代を通じて漢土からモンゴル本地に向かって流れていったものと思われる。

銀流出のいま一つの要因は、幹脫商人の活躍である。彼ら西域系の商人が、モンゴル貴族から銀を借りて中國で高利貸等の營利事業を行い、その利率が膨大であったため、一般民衆が苦しんだことはよく知られている。幹脫商人らは中國の銀を積極的に西方に運び出したため、中國銀の絶對量が減少した。⁽⁴⁴⁾ 當時銀不足に悩むイスラム圏も、これらの中國銀の流入によって不足が解消されたほどであったという。こうした事實を裏附けるかのように、中國での銀の價格が時代とともに上昇しているともいわれる。元朝にあっては、一旦中央に吸収された銀も、北方と西方の二方向に流出し、中國國內の銀の減少をきたしたのであった。

前記二方向以外にも、中國國內での銀の流れがあった。幹脫商人とは別に、中國には中國の商人がおり、西方商人と對比できる程の存在であつたらしい。『宛署雜記』卷一七 民風一 土俗の元の都の大都（北京）のことを述べた文に、

順なれば、則ち南商の藪となり、平なれば、則ち西賈の派となり、云々⁽⁴⁵⁾

とある。西賈が西方系商人を指すことはいうまでもないとして、ここでは前者の「南商」というのが重要である。南商とは江南地方を中心とした南方の商人の意であるが、彼らが西賈と並ぶ程の存在であつたことが、この記事から窺える。彼ら南方商人は、南宋以來飛躍的に發展した江南の經濟力をバックに、當地に産する物貨、いわゆる「南貨」を大都を始め

とする北方諸都市に運び、必需品の供給を行う。⁽⁴⁶⁾ その見返りとして支拂われたのが、紙幣を別として、當時民間で最も信頼のある銀であったことは、まず間違いない。

特に元中期を過ぎ、紙幣の價值下落が進むと、銀の獲得はさらに積極的になされたであろう。元末浙江義烏の人、王禕の見聞した状況に、

かつ今公私の貿易、銅錢の若きは重くして遠くへ致す可からず、率ねみな二金（金と銀）を挾用す。（『皇明經世文編』卷四所載「泉貨議」）

とあるのも、銅錢云々よりもむしろ金銀を使用していたという方に重點を置いて讀むべきであろう。また王禕が南方の人であり、その地を基準にこの文を書いていることを思えば、この状況が江南地方に一般的であったことを窺わしめる。南商は南の物貨を北に運び、北の銀を南に集中させていたと考えられるのである。元代での西・北方への銀の流出ばかりか、江南に向かつて大量に流入していたと推測する。⁽⁴⁷⁾

こうして南方に流入してきた銀は、單に商人によって南北を移動するだけでなく、インフレーションの激化した元末の混亂時には、銅錢とともに民間での退藏が進んだものと思われる。銅錢の退藏はすでに至大年間（一二三〇—一二三二）から問題になっており、この時期は一時的に銅錢使用の解禁がなされたときでもあるが、銅錢ですらこのような状況であったのだから、銀がそれ以上に重寶がられたことはいうまでもなからう。史料を以て證明することはできないが、恐らく元末に近づくにつれてその傾向は顯著となったに違いない。ただその場合、元末の状況として一般民衆は貨幣經濟から自然經濟に逆戻りしており、せいぜい使用しても銅錢までであったから、銀のような高額貨幣の退藏が行えたのは、商人を除いては、當時「大戸」とか「富民」、「富室」と呼ばれた大地主以外にはなかったであろう。もちろん、商人であると同時に大地主である者もあり、両者は明確に區別できない存在ではある。ただ、商人、富民も含めて富裕な階層の多く存在したのは江南地方であり、そこに集中的に銀の蓄積がなされたのが、元中期から元末にかけての時期ではなかったらうか。

例えば朱元璋が南京に根據地を定めて以後、浙東地方に進出した時のこととして（至正二十年前後）、『國初事蹟』に以下の記事がある。

太祖、胡深に謂いて曰く。爾處州に回えりて舊部屬を收集せよ。爾に五府參軍を授けん。就便に管領し、處城を守禦せよ、と。深、軍儲足らざると爲し、麗水等七縣内の大戸より、銀兩を徴科して軍に給す。

これからわかるように、當時大戸と呼ばれた大地主から銀の徴收を行っていることは、それだけ彼らの間に銀の蓄積がなされていたことを意味しよう。この状況は、朱元璋支配下（もちろん江南）の官廳での銀の偏愛、賄賂、さらには恩賞等、種々の面で銀が重要視されていることと併せ考えると、元末の江南での主要通貨はほとんど銀一色であった感すらするのである。

確かに、これらの状況が江南特有の現象であったかどうかは、即断を避けねばならない。しかし當時の華北を江南と比較した場合、元末の反亂の最も大きな打撃を被ったのは他ならぬ華北であり、城市・鄉村は荒廢し、その回復に長年月を要したことは多くの史料が物語っている。⁵⁰ 自然經濟に逆行したというのも、恐らく華北に顯著な状況であつたろう。また、經濟先進地の江南に比べて華北には大きな産業もなく、その後進性と生産力の低さ故に地主制の展開も進んでおらず、江南ほどの富裕階級は存在していなかった。⁵¹ 従つて、銀の退藏にも自ら限度があつたはずである。南商による江南への銀搬入をも加味すると、華北と江南との銀の絶對量、並びに流通状況の差異は十分に豫想される。

それはその後の状況からも類推できるだろう。明の中期も過ぎ、いわゆる銀經濟の中にまき込まれた萬曆期の中國にあつて、

今海内の行錢、ただ北地の一隅のみ。大江（揚子江）より以南、強半銀を用う。（『春明夢餘錄』卷四七 寶源局）
とか、さらに時代を下った清朝初期にも、

かつ他省は交易するに、多く銀を以てす。而して北人は鈍拙を習いとし、交易するに錢を以てす。南人は數分と雖もなお銀を用う。

北人は五十百金と雖もお錢を用う。(『皇朝經世文編』卷五三 錢幣下 葛祖亮「錢法議」)

とあるように、傳統的に南方では銀の使用がなされていることである。この狀況が宋代以降の特徴であるかどうかは、先の金末・元初の華北での銀流通と考え合わせ、改めて検討を加えてみる必要があらう。ただし少なくとも元末・明初の時期には、それが最も顯著だったのではないか。例えば銀使用の禁令が出されている明初に、

時に杭州諸郡の商賈、貨物の貴賤を論ぜず、一に金銀を以て價を定む。(『太祖實錄』洪武三十年三月甲子)

とあるのは、その事實を傍證するものであらう。

ここで、本題の大明寶鈔の話に戻る。大明寶鈔を何故不換紙幣にしたのかという視點から、兌換準備金の銀の問題に目を向けて論を進めてきた。當時江南を中心に銀が一般に流通していたが、その銀を兌換準備金とするには、國家がそれを所有しているかどうかにかかる。つまり明王朝自身の、銀の蓄積が前提となる。ただし残念ながら、この點を史料で證明することは現在不可能である。國庫に備蓄した銀の量を示す史料はなく、また毎年どれ位の銀収入があったのかも不明である。

ただ、それが決して少ない量ではなかったことだけは類推できよう。例えば、王朝成立以前の朱元璋集團と呼ばれた時期から、積極的に銀を徵收して軍費に充てていたことは、先掲の史料からも窺える。こうしたことは恐らく廣範圍に行われたに違いない。もちろん朱集團が、これら押收銀だけに財政的基盤を置いていたわけではなく、すでに至正二十一年に鹽法と茶法を制定し、同二十四年には商税も設けていることは、王朝成立以前から安定した財政の確立を目指していたことを示すものである。銀はこれらとは別に、その都度隨時に富民などから徵收されたものであらう。

この銀収入を飛躍的に増大させたのが、恐らく王朝成立の前年、つまり吳元年(一三六七)のことではなかったかと推察する。この年朱元璋は、最後まで覇を爭った張士誠を蘇州に破りその地を併合するが、ここは當時の中國でも有數の富民が居住する地であつた。それは當地が江南の中での最先進地であることと相俟って、張士誠政權の自由放任的な性格が

外郡の富民をもここに集中させたのだといわれている。⁶⁴張士誠が最後まで朱元璋に對抗できたのも、彼ら富民のバックアップがあったからであった。

従って、朱元璋は張士誠を滅ぼした後、張に協力していた富民達に徹底した弾壓を加えたことは、よく知られている。富民を朱元璋の故郷である鳳陽に強制移住させて、その地の充實を圖ると同時に、富民の勢力の弱體化を狙ったことなど、その例である。⁶⁵恐らくこの時に、相當量の財産の沒收もなされたであろう。その中には、押收銀も含まれていた筈である。

その銀の量を示す史料はないが、一例として、張士誠政權下の蘇州で江南第一の富豪と言われた、沈萬三に関する興味ある記述が残っている。『劉氏鴻書』卷四十 人事部二 富 沈萬三に、

沈富、字は仲榮、行は三なり。故に吳人沈萬三と呼ぶ。乃ち元末江南第一の富豪なり。富卒し、二子茂・旺、我が太祖金陵（南京）に定鼎するや、廷に召してまみえ、其れをして歳ごとに白金千錠・黄金百觔・甲馬・錢穀を獻ぜしむ。

とあるように、銀だけをみても毎年千錠、つまり五萬兩ずつ中央に差し出すよう義務づけているのである。五萬兩といえば、元朝の歳入銀とほとんどかわらぬ莫大な額である。ただこの沈萬三という人物は、現在でも巷間に流布するほどの傳説的な富豪であるため、數字には尾ひれがついているかも知れない。しかしたとえこの記事が誇張だとしても、似たような狀況が當時存在していたことは十分考えられる。沈萬三ほどでなくとも、多くの富民が籍沒されたし、それに伴って莫大な銀が國庫に沒收されたことは、間違いないからう。銀納規定もない建國直後の洪武三年に、北方の軍士に恩賞として七萬兩近い銀を與えていることをみても、この時期に相當量の銀の沒收がなされたことが考えられる。⁶⁶

明王朝が兌換準備金に足る銀を保有していたと斷定しては無謀だが、逆に銀の不足ゆえに準備金を用意することができなかった、とするにもためらいを感じるのである。特に大明寶鈔の發行された洪武八年前後は、元末の混亂も癒えて經濟的回復のなされた時期に當たり、⁶⁷翌九年には全國に向かって免稅を實施したほどであった。財政的に窮乏を告げ、それを

補うために不換紙幣を發行したのでないことは、そのことから推量できる。従つて、王朝側が兌換紙幣發行の意圖を持つてゐるならば、保有準備銀に見合う鈔をまず發行できた筈である。それを爲さず最初から不換紙幣を發行したのは、何らかの政策的意圖があつたからと思われる。⁶⁸それは一體何だったのか。解明には、明王朝の成立狀況、並びにその性格を併せて考えなければならぬ。

3 明朝の通貨政策

王朝成立期の狀況については、以前に小論を發表しているため、⁶⁹ここでは詳細な説明は省きたい。念のため梗概を述べれば、次の通りである。

明王朝は江南の地主層の協力で成立しており、初期の段階では南京に都を置いて彼ら江南地主層の利益を代辯する、いわゆる「南人政權」であつた。しかしながら、版圖でいえば明王朝は華北も含んだ統一王朝であり、成立當初のままで政治・經濟・文化等が南に集中しているため、南だけで完結した國家になる可能性があつた。そこで、王朝側としては南に偏在する性格を脱却し、眞の統一王朝を目指すことになる。具體的な施策が、自身の基盤としていた江南地主層に對する彈壓であり、洪武朝の一連の疑獄事件は、その延長線上に考えられる。しかもこの間、宰相の廢止など、皇帝權も比類ないほどに強化された。

こうして永樂十九年（一四二〇）の北京遷都の斷行とともに、江南地主層の掣肘から脱却して、北から南を支配する體制としての統一王朝が完成する。つまり、政治體制面での中央集權化を最終的に確立したのが、永樂の北京遷都であつた。

このような政治面での中央集權化に並行して、經濟面、特にその根本となる通貨制度の面での中央集權化に利用されたのが、大明寶鈔ではなかつたかと私は考える。

例えば、大明寶鈔が初めて發行されたのは洪武八年だが、これは明朝の南に對する最初の彈壓策である「空印の案」の起る前年に當たっている。つまりこの時期には、明朝政權はすでに統一王朝への階梯としての南北問題を意識しており、先立つ洪武四年にも、「南北更調の制」という新制度を施行している。これは南人を北方に、北人を南方にそれぞれ任用して在地との結びつきを斷ち、勢力の分斷を圖る措置であつた。建前としては南人・北人兩者の本貫回避を掲げているが、實は南人を南から引き離すことに狙いがあつたものと思われる。ともあれこうした措置も含めて、大明寶鈔の發行された洪武八年は、初期明王朝における南北問題が、政治の前面に現れていた時期であつた。

従つて、明王朝が銅錢不足を補うために新たに鈔を發行するに際し、最初から銀を準備金とせずには不換紙幣としたのは、銀が主に江南を中心に流通していたという事情によるのではなからうか。銀はそれ自體價值を持っているため、人爲的な操作を加えなくとも自然と流通するものである。明王朝にとって江南の經濟界は、政權の存在いかんにかかわらず、一つの自己完結體としての銀經濟を、循環機能させる危険性を持っていたといえるわけである。

この狀況は、北と南を一元的に支配しようとする明朝政權にとって、大きな障害物とならざるを得ない。統一王朝的見地からすれば、同一の通貨を全國的に流通させてこそ、通貨制度の面での中央集權化は達成される。そのため、明王朝としては江南に盛んな金銀による交易をまず禁止し、さらには民間の銀を吸収して江南での銀流通を抑制する一方、國家の保證だけで價值を持たせた大明寶鈔を發行し、それによつて南に對する經濟統制を圖つたと考へるのである。「蓋し國家は寶鈔を以て天下の利權を總べんと欲す」（『古今治平略』卷九 錢幣篇）とは、まさにそのことを物語るものであらう。

「民間主導型」の銀を抑えて「國家主導型」の鈔を發行し、しかもその鈔は銀の流通を抑制するために不換紙幣にし、強力な國家權力をバックに流通させようとしたのが「大明寶鈔」であつたと思われる。その意味で、明の鈔は金とか元の交鈔とは、幾分趣きを異にしているといえよう。

三 鈔流通政策の破綻と銀

大明寶鈔發行までの経緯とその特異性については、おおよそ以上の通りである。次にこうして發行された鈔が、以後どのような變遷を迎えていったかを眺めてみたい。

洪武の末から永樂の初めにかけて、鈔の價值が暴落したことはすでに述べたが、これは續く洪熙・宣德朝に至ってさらに拍車がかかる。米との比價をみるならば、國初の四十分の一から七十分の一にまで落ち込んでゐるのである。⁶⁰このような急激な價值下落は、いうまでもなく鈔の信用がなかったこと、つまり不換紙幣であつた點にその原因が求められる。すでに永樂の頃から『實錄』の中に、しばしば「鈔法不通」という語句が現れるが、當時の人々にとって社會的問題となつていたことが知られよう。

ところで、「鈔法不通」の地域を『實錄』では明記していないため比定することはできないが、他の史料から類推して、江南地方が特に顯著だつたのではないかと思われる。⁶¹江南での銀經濟の一層の進展を意味するわけで、永樂の頃から目立つて頻發する金銀使用の禁令も、特に江南地方という斷りはないが、恐らくは當地を主な對象として出されたのではないかと推測する。

以上のような状況下で洪熙・宣德朝の鈔流通政策が開始されるわけだが、この時期の政策が明代史上どのような意味を持っていたのか、最後にその點について考察してみたい。

永樂の北京遷都が明朝政權の最終的確立を意味することは、大方にも異論はなからう。續く洪熙・宣德朝は、永樂朝において完成した體制を背景に、明朝の最も安定した時期を現出したとも一般にいわれている。

ところで、安定期とされる洪熙・宣德朝だが、明朝支配に早くもある程度の弛緩が生じていたことが指摘されている。例えば森正夫氏によると、國家が農民を直接支配するという國初以來の體制が、長江下流域の太湖周邊地帯では半壞狀態

になったため、國家權力の介入によって農民支配の再編成が行われたのがこの時期だとされる。⁶²⁾つまり、そこでは洪熙・宣德朝が、國初以來の體制の再強化の圖られた時期として捉えられているわけである。同様のことが、この時期になされた積極的な鈔流通政策にもいえるのではなからうか。即ち、民間主導型の銀に對する、國家主導型の鈔による經濟統制の再強化ではなかったか、ということである。確かに、外征や北京造營に費された永樂朝の放漫財政の建て直しの意圖もあったであろう。從來はそのように解釋されてきた。⁶³⁾だが、この時期に見られる國家の積極的な姿勢は、單にそれだけの理由とは考えられない。先の森氏の指摘もふまえて、むしろ北京遷都によって政治體制の確立を見た明朝政權が、經濟面での統制強化を狙って展開したものだ、と捉えたい。

では具體的に、鈔を流通させるためにどのような施策がなされたか。

一つは、民間に出回っている鈔を積極的に回収するという、前朝以來の方針を踏襲したことである。永樂朝で戸口食鹽法の實施されたことは述べたが、洪熙元年（一四二五）には新たに門攤稅（商店に對する一種の營業稅）を増稅し、それを鈔で徴收するよう決定された。⁶⁴⁾民間の鈔が減少すれば、それだけ鈔の價值が上がり鈔は流通するという、いわば「通貨數量説」の立場に立ったものであった。

もう一つは、これもまた前朝以來の金銀交易の禁を改めて確認したことである。すでに幾度も禁令が出されているが、實效のなかったことが窺える。従ってここで今一度禁令を出し、相對的に鈔の流通を促したといえる。

要するに、洪熙朝の鈔流通策は、明の鈔法の制度的、そしてそれが本質につながる面、つまり不換紙幣という性格に關しては、何ら改革がなされなかった。鈔の回收と金銀使用の禁の強化という、鈔法の外縁をめぐる方針をさらに徹底する形で推進されただけであった。特に門攤稅など廣義の商稅を鈔で回收するといった方向は、續く宣德朝で一層強化されることになる。

宣德朝での回收策が積極的に開始されるのは、宣德四年（一四二九）からである。その前年、つまり宣德三年には鈔の

製造が停止されている。⁽⁶⁵⁾ 回收の効果をさらに高めようとの措置であろうが、こうした手續を経た上で、種々の面で一齊に回收が始まる。この時期の鈔流通策の状況、並びに制度的な側面に關しては、すでに先學の詳しい研究があるので、⁽⁶⁶⁾ ここでは簡単に箇條書きするにとどめたい。

(一) 全國重要三十三都市の門攤税を、洪熙朝の五倍に増額する。

(二) 場房、庫房、店舎などの倉庫業者に對する課鈔。

(三) 驢騾等の馬車や牛車・小車などの運搬業者に對する課鈔。

(四) 北京より南京に至る運河の要衝に鈔關を設置し、通行船舶に對して課鈔する。

(五) その他、官僚等の果樹園や菜園に對する課鈔。

こうした積極的な回收策を施した結果、ある程度の流通を促したことも事實であつた。しかしまた『實錄』にもある通り、鈔法が通じたり不通になったり變轉しているのは、⁽⁶⁷⁾ たとえ流通した地域があつても、時間的空間的には一過性だったことを示し、その實は回收によって民間の鈔が不足したことから生じた、偶發的な現象ではなかつたかと解される。⁽⁶⁸⁾

むしろ鈔回收策が惡影響をもたらししたことを、佐久間重男氏は次のように述べている。⁽⁶⁹⁾ つまり、増税政策の結果、收税官吏は鈔を收めることにのみ汲々とし、國家權力を背景に苛斂誅求をほしきままにして私腹を肥やしたりした。そのため納入すべき税鈔がなく、妻子を賣つて鈔にかえ、しかも納税しきれずに逃亡する者もあらわれ、あるいは店舗を閉じて廢業する者も出る有様であつた。要するに、鈔回收は人心の不安を生み、商業の委靡沈滯、物資交流の遲滯などの現象をひきおこす結果になつたという。

こうしたことから、明朝政權は鈔回收策を緩和する方向に轉換する。宣德七年には、南北兩京を除いて、店房など民間倉庫業者に對する課鈔が削減された。⁽⁷⁰⁾ 續いて英宗即位の宣德十年には天下に大赦の詔が下され、一切の商税、門攤税などは洪武の舊額に引き下げられ、回收を理由に増税することが禁止された。⁽⁷¹⁾ また時を同じくして銅錢の使用が再開されてい

るが、これも鈔法立て直しを半ばあきらめた結果であらう。鈔流通のための回收策は、所期の目的を達成することなく、ここに挫折したといつてよい。

では、いま一方の政策であつた金銀使用の禁令は、どうなつたか。『實錄』を見る限り、宣德三年を最後に金銀使用の禁令を見い出すことはできない。むしろ民間では、金銀使用はより一般的になつていたと思われる。そうした風潮を端的に示すのが、宣德八年（一四三三）、江南巡撫の周忱によつて蘇州、松江、鎮江、常州で實施された「金花銀」であらう。金花銀とは、米價の變動による經濟的不安定性を解消するため、米四石一銀一兩の割合で田賦の銀納を許したもので、周忱が江南の官田地帯で行つた農民救済策の一環として捉えるべきものである。⁷⁴ いずれにしろ、農民の便宜を圖るために、官田の重税を現物から銀で代納させたことは、それだけ江南が銀經濟の中に組み込まれてゐたことに他ならない。

これは三年後の正統元年（一四三六）、北京の武官の俸給問題に端を發した「折糧銀」にも通ずるものである。この年、北京武官の銀要求に折れて、彼らの俸給を銀で支給するため、明朝は浙江、江西、南直隸（今の安徽と江蘇）、湖廣を對象に、田賦を銀で徵收することを開始する。⁷⁵ 注目すべきは、その對象地域がやはり江南だつたことである。銀經濟が次第に全國的に浸透しつつあつたにもかかわらず、依然として江南がその主要地域だつたことを物語つていよう。こうした租税銀納化への動きが、國初以來の金銀使用の禁を弛め、やがて急激な勢いで中國を銀經濟の中にまき込んでいくことになる。⁷⁶

ところで、鈔の問題に目を轉じてみると、以上のような銀流通を背景として、正統元年には戸部尚書の黃福が、次のような注目すべき上奏を行っている。『英宗實錄』正統元年三月戊子の條に、

少保兼戸部尚書黃福四事を言う。一、寶鈔は本より銅錢と兼使す。洪武の間、銀一兩は鈔三・五貫に當たる。今銀一兩は鈔千餘貫に當たる。鈔法の壞、これより甚だしきはなし。宜しく官銀を出だし、官を南北二京・各司府州の人煙輳集の處に差⁷⁷わし、彼の時直に照らして舊鈔と倒換し、年終に京に解り、舊鈔既に少なくなるを俟ちて、然る後に新鈔を量出し、銀に換えて京に解るべし。

とある。つまり、ここでは鈔發行當時の基本方針であった不換紙幣という性格が一時的にはあるが破棄され、官銀を支給して舊鈔を回収するという銀使用の禁令すら全く無視する發言がなされている。黃福の提案通りに實施されたか否かは不明であるが、このような意見が戸部尙書という經濟擔當の最高の官僚から出たということは、先の武官の銀要求と併せて、當時の銀經濟の進展の度合が推察されよう。

要するに、國初以來積極的に續けられ、特に北京遷都後の洪熙・宣德朝に集約された鈔流通策は、南の銀を抑えることができなかったといえるのではないか。こののち何度か鈔法の立て直しが圖られたが、いずれも洪熙・宣德朝のような積極性は見られず、また當然のこととして失敗している。^勿その意味で、十五世紀前半の洪熙・宣德朝は、鈔經濟確立を目指しながらもそれに敗れ、やむなく銀經濟を追認する過渡期、あるいは轉換期として位置づけられると考える。

おわりに

歴代の統一王朝の中で、明王朝が初めて南から興ったということは、極めて重要な要素である。南、つまり廣義の江南は、南宋以來先進農業地域としての生産力の増大とともに、大々的に地主制が展開し、そうした先進性に基づいて商工業の隆盛を生んでいた。

明王朝はこうした江南の經濟的發展を背景に、當地の地主階級の援助で成立したものであった。初期の段階で江南地主層の利益代辯機關としての性格を、色濃く持っていたことも當然である。しかし、統一王朝的見地に立つ支配體制を志向するには、南を抑えて北を高める政策をとらざるを得ない。江南地主層を彈壓し、最終的には彼らの掣肘を脱却して北京遷都を行ったのは、北から南を包括支配する政治體制確立のためであった。

一方、同じ抑南政策の一環として實施されたのが、南の銀流通に對する鈔の發行だったと解される。民間主導型の銀に對し、鈔はいわば國家主導型で、しかも銀の流通を抑えるために、最初から不換紙幣という大膽な制度が採用された。し

かしながら、國家權力の保證だけで流通させようとした鈔は、自身に價值を持つ銀の流通を止めることができず、年とともに價值を下落させていく。南方に對する經濟統制を目的とした鈔は、その性格を不換紙幣とした發行當初から、すでに將來の破綻を内包した通貨であった。

ともあれ下落する鈔價格の立て直しのために、種々の面で流通策を實施したのが、洪熙・宣德朝である。永樂朝につづく、洪熙・宣德朝で積極的に展開されたのは、永樂朝では遷都に伴う北京の造營費やモンゴル親征など外征に多額の出費を餘儀なくされ、鈔の回収どころではなかったためだろう。洪熙・宣德朝の鈔回收策は、永樂朝の放漫財政に對する當面の財政再建の意味もあった。

だが、最も重要なのは、永樂の北京遷都という政治面での中央集權確立のあとを受け、經濟面、中でもその根本となる通貨制度の中央集權化を狙って展開されたのが、この時期ではなかったかという點である。つまり、洪武・永樂朝という王朝の成立期を経て、いわば守成期に入った段階で、前朝においてなしえなかった支配體制の完全實現を目論むという、隠れた國家意志を読みとりたい。

こうして開始された鈔流通政策ではあるが、先述のように結局は失敗に終わる。そしてこれ以後、明王朝は銀經濟の中にまき込まれていく。政治的には北から南を支配する體制を確立したものの、こと南の經濟に對しては、完全に統制することができなかったことを示している。中國史に流れる南北問題の一現象だが、これは近世以降の歴史に變遷を見ることが出来る。

十二世紀初頭に金が南侵して宋を江南に押し込めて以來、中國は北と南の兩國に分裂した。やがて元が興って金に代わると、南宋を滅ぼして中國全土を支配することになる。ただしこの元朝は、「元朝の江南支配の脆弱性」とも言われるように、江南を完全に支配下に収めることができなかった。⁷⁴華北と江南ではその支配方式も異なり、江南には南宋以來の鄉村組織、税制、役法等がそのまま存続していた。つまり、江南の發展段階に對して、元朝の政治的・經濟的力量が追いつ

いていなかったわけである。

こうしたことから、金と南宋との對立以來、元朝をも通じて第二次南北朝などと呼ぶ向きもある。⁷⁹ 華北と江南を比較した場合、近世以降の江南の經濟的地位は上昇しつづけていたものの、政治的舞臺はやはり華北にあったのに對し、南を出自とする明王朝に至って、政治と經濟が一應は江南で一致した。ただしその一致ゆえに南に偏った南人政權になる可能性のあったことは、先述した通りである。従つて永樂朝の北京遷都は、北をも強力にまき込んだ統一體制を完成した點からみて、第二次南北朝の終焉をも意味している。

ともあれ南北統一を果たした明王朝も、江南經濟の支配の面では依然として脆弱性を内包していたといえる。それを解決するため、國家權力を背景に不換紙幣の大明寶鈔を發行し、政經の一元支配を目指したわけだが、結局は成功することができなかった。先進經濟地域でも、力による經濟支配が可能とした過信と錯覺とも見てとれる。

敷衍すれば、當時の中國は一つの統一體としての中國ではなく、南北の統合體としての中國として捉える必要がある。政治・經濟あるいは文化などの面で、南と北をどのように包括統合して支配するかが、統一王朝の支配原理とならなければならなかった。それは、南北問題を止揚した次元での動かし難い歴史論理であった。

註

- (1) 吳晗「記大明寶鈔」(『讀史劄記』所收 三聯書店 一九五〇)
李劍農『宋元明經濟史稿』第四章 宋元明之貨幣(三聯書店 一九五七) 同「明代的一個官定物價表與不換紙幣」(『明代經濟——明史論叢之八』所收 學生書局 一九六八) 彭信威『中國貨幣史』第七章 明代的貨幣(上海人民出版社 一九五八) 永江信枝「明代鈔法の變遷——その崩壞の原因を中心として——」(『史論』第九集 一九六一) 市古尚三『明代貨幣史考』(鳳書
- (2) 房 一九七七)
- (3) 本節は、註(3)(4)(6)の諸論文に負う所が大きい。
- (4) 安部健夫「元時代の包銀制の考究」、「元代通貨政策の發展」(『元代史の研究』所收 創文社 一九七二)
- (5) 岩村忍「元時代に於ける紙幣のインフレーション——經濟史的研究——」(『東方學報』京都 三四 一九六四)
- (6) 『元史』卷九七 食貨五 鈔法

既而所在郡縣。皆以物貨相貿易。公私所積之鈔。遂俱不行。人視之若弊楮。而國用由是乏矣。

- (6) 前田直典「元代に於ける鈔の發行制度とその流通状態」(『元朝史の研究』所收 東京大學出版會 一九七三)
前註(5)參照。

- (7) 前註(5)參照。

- (8) 『太祖實錄』辛丑(至正二十一年)二月己亥置寶源局。鑄大中通寶錢。先是中書省議以國家新立。錢法未定。民以米麥與錢相貿易。每米一石。官直錢千。而民間私易。加至三千。然錢貨低昂。豈能久而不變。今請置寶源局於應天府。鑄大中通寶錢。使與歷代錢兼行。以四百爲一貫。四十爲一兩。四文爲一錢。其物貨價值。一從民便。設官以主其事。上從之。是歲鑄錢凡四百三十一萬。

- (9) 『太祖實錄』甲辰(至正二十四年)四月壬戌。

- (10) 鑄錢額の記載は、先の註(8)にある至正二十一年の四百三十一萬文と、同じく『太祖實錄』癸卯(至正二十三年)十二月の條に、「是歲寶源局歲鑄錢三千七百九十一萬有奇」とあるだけである。いずれにしろ微々たる額には違いない。

- (11) 群雄の中では、張士誠が天佑通寶、韓林兒が龍鳳通寶、徐壽輝が天啓通寶と天定通寶、陳友諒が大義通寶などを鑄造している。彭信威 前掲『中國貨幣史』第六章 金元的貨幣。

- (12) 『太祖實錄』洪武元年三月辛未朔

命戶部及行省鼓鑄洪武通寶錢。其制凡五等。當十錢。重一兩。當五錢。重伍錢。當三錢。重三錢。當二錢。重二錢。小錢。重一錢。

- (13) 『太祖實錄』洪武四年二月丁卯。

- (14) 市古尙三 前掲『明代貨幣史考』第二章 明初における銅錢による貨幣制度の樹立。

- (15) 加藤繁「支那經濟史概説」第十章 貨幣(弘文堂書房 一九四四)

- (16) 『太祖實錄』洪武七年正月庚午。

- (17) 加藤繁 前掲『支那經濟史概説』

- (18) 註(20)參照。

- (19) 註(20)參照。

- (20) 『太祖實錄』洪武八年三月辛酉朔

詔造大明寶鈔。時中書省及在外各行省。皆置局以鼓鑄銅錢。有司責民出銅。民間皆毀器物以輸官。鼓鑄甚勞。而姦民復多盜鑄者。又商賈轉易。錢重道遠。不能多致。頗不便。上以宋有交會法。而元時亦嘗造交鈔及中統至元寶鈔。其法省便。易於流轉。可以去鼓鑄之害。遂詔中書省造之。……中略……。每鈔一貫準銅錢一千。銀一兩。其餘皆以是爲差。其等凡有六。曰一貫。曰五百文。四百文。三百文。二百文。一佰文。禁民間不得以金銀物貨交易。違者治其罪。有告發者。就以其物給之。若有以金銀易鈔者聽。凡商稅課程。錢鈔兼收。錢什三。鈔什七。一佰文以下。則止用銅錢。

- (21) 『太祖實錄』洪武八年三月辛巳。

- (22) 『太祖實錄』洪武九年六月己酉。

- (23) 『太祖實錄』洪武九年七月甲子。

立倒鈔法。中書省奏。國家行鈔日久。豈無昏爛。宜設收換以便行使。於是議令所在置行用庫。每昏爛鈔一貫。收工墨直三十文。五百以下遞減之。

- (24) 前註(20)並びに『太祖實錄』洪武九年二月庚子の條に「每錢一千・鈔一貫。各抵米一石」とある。
- (25) 交易に金が用いられることはあまりなく、専ら銀が使用された。
- (26) 加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』第十一章 隋以前及び元以後に於ける金銀 第二項 明(東洋文庫 一九二六) 前註(20)参照。
- (27) 『太祖實錄』洪武十年五月丙午、十三年七月辛丑、十一月戊子、十七年三月壬子、十九年九月己未、二十二年四月戊申、六月甲子、二十四年五月己丑、等々。
- (28) 『太祖實錄』洪武二十三年十月戊辰。
- (29) 註(30)参照。
- (30) 『太祖實錄』洪武二十七年八月丙戌 詔禁用銅錢。時兩浙之民。重錢輕鈔。多行折支。至有以錢百六十文折鈔一貫者。福建・兩廣・江西諸處。大率皆然。由是物價湧貴。而鈔法益壞不行。上諭戶部尙書郁新曰。國家造鈔。令與銅錢相兼行使。本以便民。比年以來。民心刁詐。乃以錢鈔任意虧折行使。致令鈔法不行。甚失立法便民之意。宜令有司悉收其錢歸官。依數換鈔。不許更用銅錢行使。限半月內。凡軍民商賈所有銅錢。悉送赴官。敢有私自行使。及埋藏棄毀者。罪之。
- (31) 『萬曆會典』卷三一 戶部一八 鈔法。
- (32) 『太祖實錄』洪武三十年三月甲子、『太宗實錄』永樂元年四月丙寅、同二年三月庚戌、同十七年四月壬寅、『仁宗實錄』洪熙元年正月庚寅、『宣宗實錄』宣德元年七月癸巳、同三年十一月乙丑。
- (33) 『太祖實錄』永樂二年八月庚寅。
- (34) 藤井宏「明代の戸口食鹽法に就いて」(『社會經濟史學』二三 一三一九四三)
- (35) 佐久間重男「明代における商税と財政との關係(一・二)」(『史學雜誌』六五一・一二 一九五五)
- (36) 永江信枝 前掲「明代鈔法の變遷」
- (36) 吳晗 前掲「記大明寶鈔」
- (37) 加藤繁 前掲『唐宋時代に於ける金銀の研究』第八章 唐宋時代の金銀出產地及び其の輸出と輸入。
- (38) 安部健夫 前掲「元時代の包銀制の考究」二 元初華北での通貨狀況。
- (39) 加藤繁「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について」(『支那經濟史考證』下卷所收 東洋文庫 一九五二)
- (40) 安部健夫 前掲「元時代の包銀制の考究」
- (41) 前田直典「元朝時代に於ける紙幣の價值變動」(『元朝史の研究』所收)
- (42) 小林新三「元朝における銀の賜與について」(『元史刑法志の研究譯註』所收 教育書籍 一九六二)
- (43) 同右。
- (44) 愛宕松男「幹脫錢とその背景——十三世紀モンゴル元朝における銀の動向——(上・下)」(『東洋史研究』三三・一一・二 一九七三)
- (45) 本史料は、前掲岩村論文によって所在を知った。
- (46) 例えば『元史』卷六四 河渠一 會通河に、

延祐元年（一三一四）二月二十日。省臣言。江南行省起運諸物。皆由會通河以達于都。……中略……。始開河時。止許行百五十料船。近年權勢之人。并富商大賈。貪嗜貨利。造三四百料或五百料船。於此河行駕。以致阻滯官民舟楫。……とあり、江南の富商大賈が多くの貨物を船舶に積載して、大都との間を往來していたことがわかる。

- (47) 宮崎市定「中國近世銀問題略說」（『アジア史研究』第三卷所收 東洋史研究會 一九六七）

- (48) 『元典章』卷二〇 鈔法 住罷銀鈔銅錢使中統鈔至大四年四月。……中略……。比者尙書省所發新舊銅錢。具有縑數。其民間宿藏者。所在充溢。不可勝算。……。

- (49) 『國初事蹟』

太祖克江州。……中略……。是命親姪文正爲大都督府左都督節制中外諸軍事。往鎮江西。……中略……。豈期荒淫惟任掾史衛達可等小人爲心腹。專用民間閭女。用則留數十日。不用即投之於井。爲數甚多。凡遇太祖差人到彼。公幹多以銀段餌之。受者蔽而不言其惡。

高見賢奏。掾史張有道賈選。太祖命楊憲鞠之。有道招受同鄉徐君瑞買求樞密掾史銀十兩。律該杖一百。

- (50) (李文忠) 比到京。太祖大悅。撫之甚切。賜以好馬銀兩。一例として『太祖實錄』洪武元年十二月辛卯の條に、

今喪亂之後。中原草莽。人民稀少。所謂田野闕。戶口增。此正中原今日之急務。若江南。則無此曠土流民矣。

とある。

- (51) 相田洋「『元末の反亂』とその背景」（『歴史學研究』三六一 一九七〇）

- (52) 『太祖實錄』辛丑二月甲申、同二月丙午、同甲辰正月丁卯の各條。

- (53) 『匏翁家藏集』卷五一 跋桃源雅集記

元之季。吳中多富室。爭以奢侈相高。

- (54) 愛宕松男「朱吳國と張吳國——初期明王朝の性格に關する一考察——」（『文化』一七—六 一九五三）

- (55) 清水泰次「明太祖の對權豪策——特に張吳の戰犯及び蘇州の豪農について——」（『史觀』三八 一九五二）

- (56) 『太祖實錄』洪武三年三月戊申。

- (57) 吳晗「明初社會生產力的發展」（『歷史研究』一九五五—三）

- (58) 例え、安部前掲「元代通貨政策の發展」三六八頁には、次のように書かれている。

要するに元時代をふくむ近世シナにあつては、一葉の紙片を化して交換媒介の手段たらしめるためには、或いは威、或いは信を必要とするという二様の考え方が支配的であつたのである。少なくとも觀念要素的にはそうであつたといえるのである。……中略……。しかしながら更に溯つて、楮幣（紙幣—筆者註）一般が何ゆゑ兌換楮幣とも不換楮幣ともなりえたかという點、更には兌換楮幣制度にあつても「威」を必要とした點などに思いをいたすならば、結論はさらに違つたものとならざるを得ない。國家社會の構造上、楮幣制度一般がもともとの信用制度であると同時に、一の權力制度でなけ

ればならぬという、矛盾した要請をもつものであったためであつて、そのときどきの政治的經濟的社會的な狀勢如何により、信用制度的な性格を削減もしくは没却せざるを得ないようになると、そこに始めて不換幣幣が發生して來たものと見られるのである。

69 拙稿「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」(『東洋史研究』三七—三 一九七八)

68 『宣宗實錄』洪熙元年閏七月癸亥。

67 『皇明名臣琬琰錄後集』卷五 兵部尙書鄭公神道碑

永樂癸巳(十一年)。拜監察御史。時車駕在北京。有言南京鈔法阻滯。命公往察之。衆謂將起大獄。公往摘市豪一二歸。

奏曰。市人聞令。皆震懼。今鈔法已通矣。上頷之而罷。

66 森正夫「十五世紀前半太湖周邊地帯における國家と農民」(『名古屋大學文學部研究論集』三八 一九六五)

65 佐久間重男 前掲「明代における商税と財政との關係(一)」

64 『仁宗實錄』洪熙元年正月庚寅。

63 『宣宗實錄』宣德三年六月己酉。

62 佐久間重男「明代の商税制度」(『社會經濟史學』一二—三 一九四三) 同 前掲「明代における商税と財政との關係(一)」

二) 市古尚三 前掲「明代貨幣史考」第四章 明朝の寶鈔制度の經過と物貨調整策。

61 例えは『宣宗實錄』宣德五年正月丙寅の記載では「今鈔法阻滯」とあり、同五年六月己丑では「至今鈔未通行」とあるが、六年三月丁卯になると「近聞鈔法稍通」と、少しニュアンスが變わってくる。ところが、翌七年正月癸未には「鈔法不通」と

逆戻りしており、さらに同三月庚申期には再び「今鈔法頗通」とあるかと思うと、同五月己未にはまた「鈔法不通」となっている。

69 永江信枝 前掲「明代鈔法の變遷」

68 佐久間重男 前掲「明代における商税と財政との關係(一)」

67 『宣宗實錄』宣德七年五月辛未。

66 『英宗實錄』宣德十年正月壬午。

65 『英宗實錄』宣德十年十二月戊午。

64 『宣宗實錄』宣德四年六月庚子

行在戶部奏。比年巨商・富民并權貴之家。凡有交易。俱要金銀。以致鈔不通行。

63 星斌夫「金花銀考」(『山形大學紀要(人文科學)』九—一九七八)

62 『英宗實錄』正統元年八月庚辰。

61 『明史』卷八一 食貨五 錢鈔

英宗即位。收賦有米麥折銀之令。遂減諸納鈔者。而以米銀錢當鈔。弛用銀之禁。朝野率皆用銀。其小者乃用錢。惟折官俸用鈔。鈔壅不行。

濱口福壽氏は、地方志の米價表示法に基づいて各地方の主要通貨を検討し、錢經濟から銀經濟への移行を、(A)江南型、(B)華北型、(C)内陸型に區分されている。しかし、今はこの問題には觸れない。「明代の米價表示法と銀の流通——明代通貨史覺書二——」(『新潟中央高等學校研究年報』一五 一九六九)

60 佐久間重男 前掲「明代における商税と財政との關係(一)」

二)

(78) 愛宕松男「元の中國支配と漢民族社會」第四章 元朝治下の

江南（『岩波講座世界歴史』九 一九七〇）

(79) 竺沙雅章『征服王朝の時代（新書東洋史）三』（『講談社現代新書』一九七七）

補(1) もちろん、(二)の問題についても、單に發行額が増えたから鈔の價值が下落したというのではなく、無信用の不換紙幣とい

う事實が貨幣價值の下落を助長し、それがひいては發行を促して惡循環をもたらしたとも考えられる。(一)の銀偏重の風潮は、いわばこうした鈔の價值下落と表裏の關係にある。従って、(一)と(二)は嚴密な意味では區別できず、その根底には絶えず不換紙幣という問題が横たわっているわけだが、本論では當時の人々の認識に則って、便宜上二點に分けて論を進めたい。

But, because the *Ta-Ming pao-ch'ao* as issued was a nonexchangeable currency, its value deteriorated year by year. On the other hand, the silver economy infiltrated the whole country. This meant that even the Ming, which politically ruled the South from the North, was unable to unify the North and the South in the economic sphere. Nevertheless, the issue of the *Ta-Ming pao-ch'ao* was a stage the early Ming had to go through; in order to become a real unified dynasty.

THE THREE SHANGHAI UPRISINGS AND THE CHINESE COMMUNIST PARTY A historical investigation of the Shanghai Revolution

BANNO Ryōkichi

This paper tries to investigate the three Shanghai uprisings, which formed one aspect of the climax of the National Revolution, while focusing on some problems of urban revolution.

This article is broadly divided into the two following themes. The first is the problem of success and failure of the Shanghai uprisings, and the second is the problem of the strategy and tactics used by the Chinese Communist Party which fully committed itself to the cause. With regard to the first theme, the questions of how the epoch-making civil revolution of the urban masses won victory, why that became the impetus for the *coup d'état* of 12 april (*ssü yi-erh* 四・一二), and finally why it collapsed after a short period, are examined. With regard to the second theme, the hypothesis is examined in various ways whether the commitment of the Chinese Communist Central Committee under Ch'en Tu-hsiu 陳獨秀 to the three uprisings didn't exist as a real alternative within the Chinese Revolution, although it was never actualized.

I take the following approaches towards these themes.

I. *A comparative investigation of the three uprisings.* The first, second and third Shanghai uprisings differed considerably in content. Moreover, the first one differed also from the second and third one in character and revolutionary vision. The third one was carried out under the leadership of the Chinese Communist Party which used tactics of its

own. But the attainment of the Chinese Communist Party's target of establishing a civil government in Shanghai (the *ad hoc* civil government) lead to the definite division within the ranks of the National Revolution.

II. *The liberation of Shanghai and the third uprising.* The Shanghai uprisings were not isolated from the development of the Northern Expedition and the National Revolution, but they formed a corner of the conquest in the area of Chiang-su and Chê-chiang (*Chiang-chê* 江浙). But there existed a strong disagreement between the left-wing in Wuhan and Chiang Chieh-shih 蔣介石 of the right-wing, about the strategy for the conquest of this area (with the liberation of Shanghai and Nanking as its center). Originally it was the strategy of the right-wing but, after the fall of Hangchow, the left-wing changed to the strategy of taking Shanghai and Nanking first, in accord with its target of preventing the Great Powers and the Chiang Chieh-shih-wing from getting too close to each other. Consequently, the third Shanghai uprising became a part of this strategy.

III. *The problem of capital and labor in Shanghai and the revolutionary strategy.* The Shanghai uprisings were carried out as an united front of the civil population of Shanghai, but at the center of the social situation of Shanghai in that time there existed a special labor-capital relationship. "Special" means that there were mutual relationships between the two which were not confined to purely class antagonism. The energetic devotion of Ch'en Tu-hsiu has been criticised by earlier authors as a "Shanghai-first"-policy or as right-wing opportunism. Such criticisms were made mainly from the point of view which considers democratic dictatorship of laborers and peasants, or a *soviet* as the supreme ideal. But if we take into consideration the special conditions in the biggest modern trading and industrial city of a semicolonized and semifeudal China, then we must conclude that such an evaluation is not necessarily right, and I think we have to reconsider the collapse of the Shanghai Revolution from a much broader point of view.